

# 高圧ガス保安法に係る 情報提供について

法令改正・高圧ガス事故

2026年7月17日

横浜市消防局 予防部 保安課 火薬・ガス保安係

# 目次

1. 法令改正等について
2. 高圧ガス事故について
3. 高圧ガス事故の発生状況について
4. 事故発生時の通報について

# 1. 法令改正等について

- ・ 令和 7 年12月25日  
高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領の一部改正  
令和 8 年 1 月 1 日 施行
- ・ 令和 8 年 6 月11日 制定  
【軽微変更通達】 高圧ガス保安法第14条第 1 項及び第 4 項、  
第19条第 1 項及び第 4 項並びに第24条の 4 第 1 項に基  
づく軽微な変更の工事の取扱いについて等の一部を改  
正する規程（20260528保局第2号）  
令和 8 年 6 月12日 施行

# 高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領の一部改正

## 改正内容

高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領【抜粋】

### 2. 事故の定義等

(1)③噴出・漏えい（設備等において高圧ガスの噴出又は漏えいが生じたものをいう。以下同じ。）ただし、以下のいずれかの場合は除く。

1) 冷凍保安規則の適用を受ける冷凍設備においてフルオロカーボン（冷凍保安規則第2条第1項第3号に規定する不活性ガス（同項第3号の2に規定する特定不活性ガスを除く。）に限る。）の噴出・漏えいが生じた場合であって、かつ、人的被害のない場合（なお、液化石油ガス保安規則、一般高圧ガス保安規則又はコンビナート等保安規則の適用を受ける製造設備の冷却の用に供する冷凍設備（いわゆる付属冷凍設備）からの噴出・漏えいは、高圧ガスに係る事故等として取り扱う。）

# 開放検査における「軽微な変更の工事」の対象の整理

## 改正内容 軽微変更通達11.

液石則第16条第1項第1号の3、一般則第15条第1項第1号の3及びコンビ則第14条第1項第1号の3の「開放検査に使用する仮設の高圧ガス設備の設置又は撤去の工事」には、高圧ガス貯槽の開放検査を行う間の措置として、フランジ又はカップリング接合等を用いてタンクローリ等を仮設し高圧ガスを供給する場合の当該タンクローリ等の設置の工事及び開放検査終了後の撤去の工事を含むものとする。

また、第一種製造者以外の者が、保安検査の対象とならない自主的に実施する高圧ガス貯槽の開放検査において、当該検査を行う間の措置として、前段に規定するものと同様の工事を行う場合についても「開放検査に使用する仮設の高圧ガス設備の設置又は撤去の工事」に含むものとする。

開放検査に伴う気密試験を実施するために設置する  
タンクローリー等は、対象外です！！

## 2. 高圧ガス事故について

(1) 高圧ガスに係る事故等

(2) 特定事業所に係る事故

## (1) 高圧ガス事故等とは

**高圧法**の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱、消費及び廃棄並びに容器の取扱（以下、「製造等」という。）中に発生した事故等で、次に掲げるものをいう。

- ① 爆発
- ② 火災
- ③ 噴出・漏えい（一部除外あり）
- ④ 破裂・破損等
- ⑤ 喪失・盗難
- ⑥ 高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充填した容器が危険な状態となったとき。
- ⑦ その他

具体的な内容は「**高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領**」に記載されている。

## (2) 特定事業所に係る事故とは

石災法第23条第1項の**異常な現象のうち事故に該当するもの**をいう。

### 石災法第23条第1項

特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者は、当該特定事業所における出火、石油等の漏洩えいその他の**異常な現象**の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、その旨を消防署又は市町村長の指定する場所に通報しなければならない。

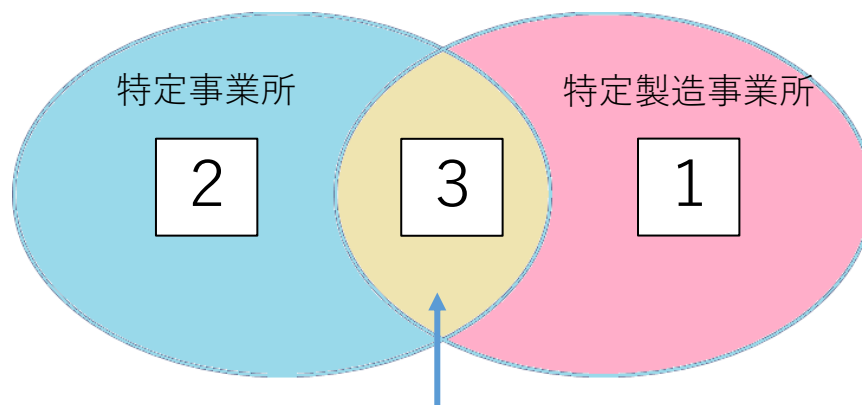
※ここでいう異常な現象のことを**異常現象**と呼んでいる。

→具体的には、「**異常現象の範囲**（消防庁通知昭和59年7月13日付消防地第158号）」に示されている。

なお、この内容は、平成24年3月30日消防庁付消防特第62号特殊災害室長通知（**異常現象の発生時における迅速な通報の確保について（通知）**）により改正されている。

# 高圧ガス事故について

- 1 高圧法の適用を受ける施設（コンビ則では特定製造事業所）で製造等中に事故が発生  
⇒「高圧ガス事故等」
- 2 石災法の規制を受ける特定事業所で異常な現象による事故が発生  
⇒「異常現象」
- 3 特定製造事業所かつ特定事業所で製造等中に異常な現象による事故が発生  
⇒「高圧ガス事故等」かつ「異常現象」



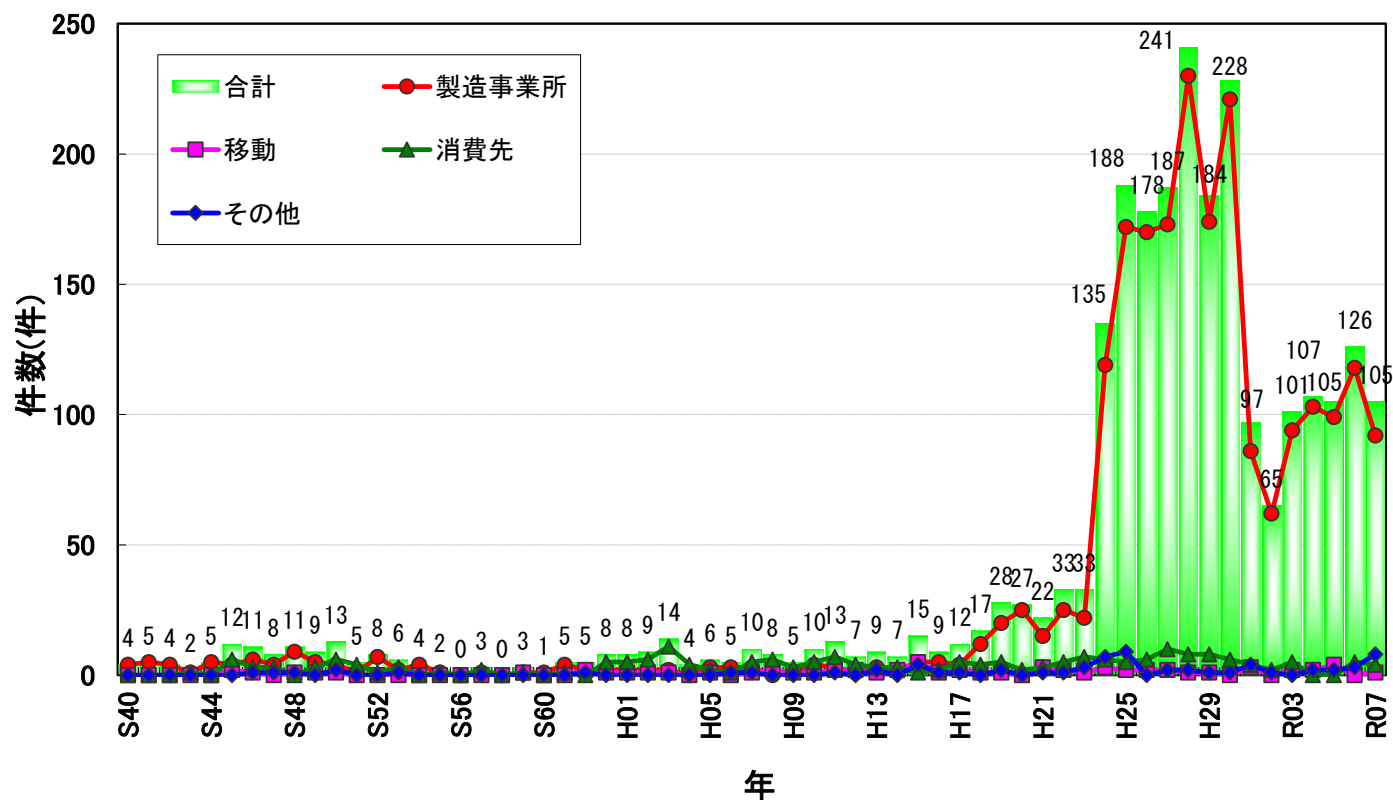
特定事業所かつ特定製造事業所である事業所

3 の場合は「高圧ガス事故等」「異常現象」それぞれで事故の報告が必要となる。

### 3. 高圧ガス事故の 発生状況について

# 高圧ガス事故発生状況（県）

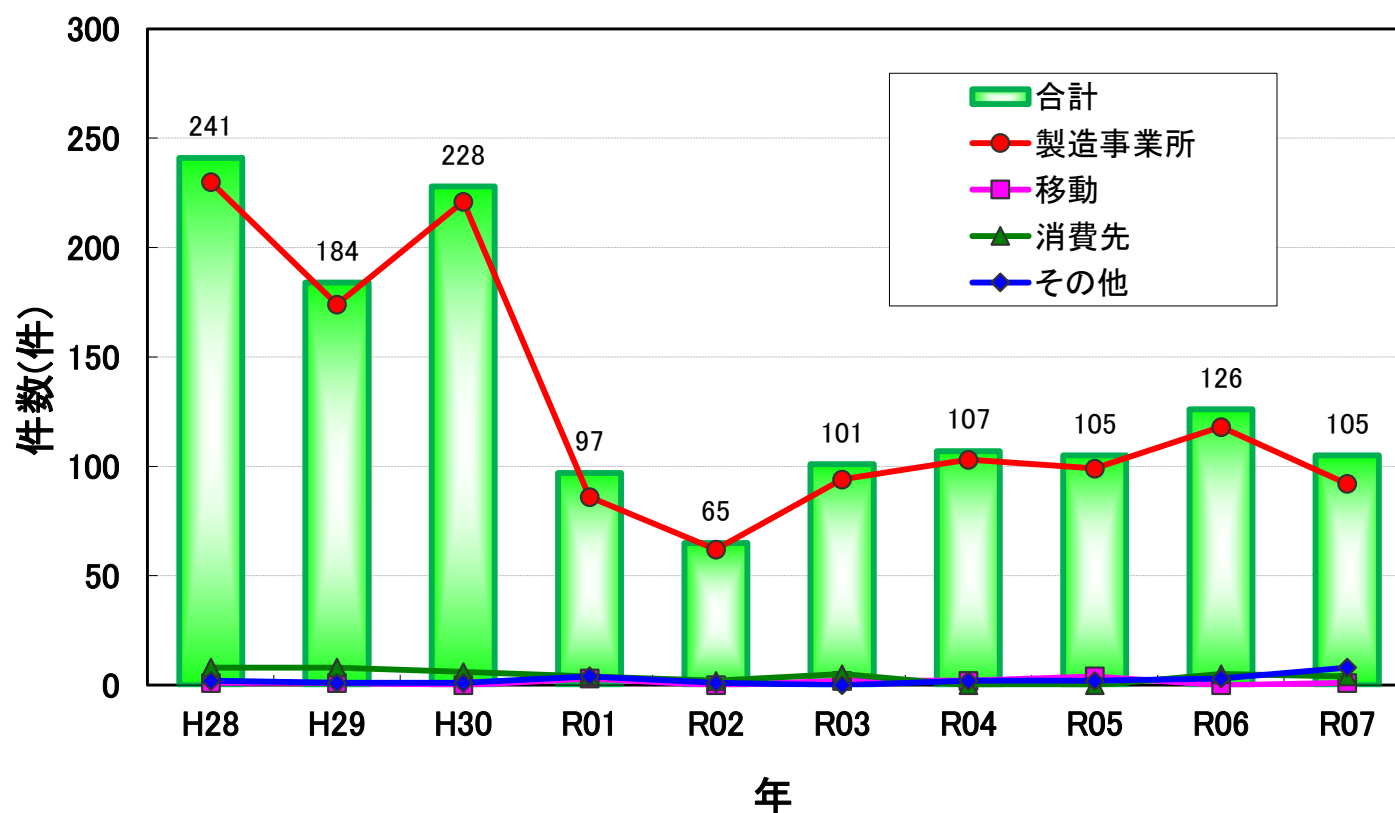
（※ 容器の盗難・喪失を含まない集計）



令和8年1月31日集計（速報を含むため、変動の可能性あり）

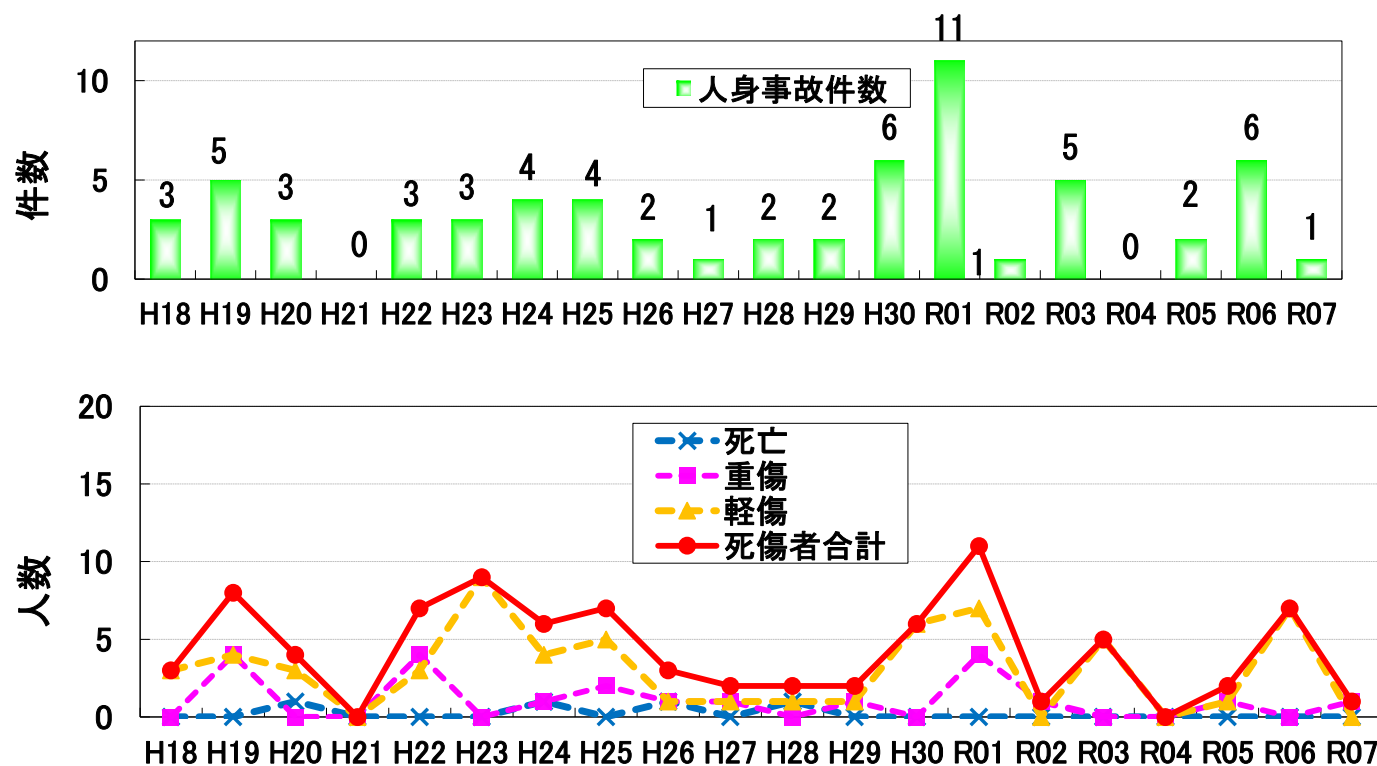
# 高圧ガス事故発生状況（県）

（※ 容器の盗難・喪失を含まない集計）



令和8年1月31日集計（速報を含むため、変動の可能性あり）

## 高圧ガス事故による人身事故の推移(県)



※ 令和7年の人身事故の件数は1件

令和8年1月31日集計（速報を含むため、変動の可能性あり）

# 令和7年高圧ガス事故による人身事故

< 事故の概要及び状況 >

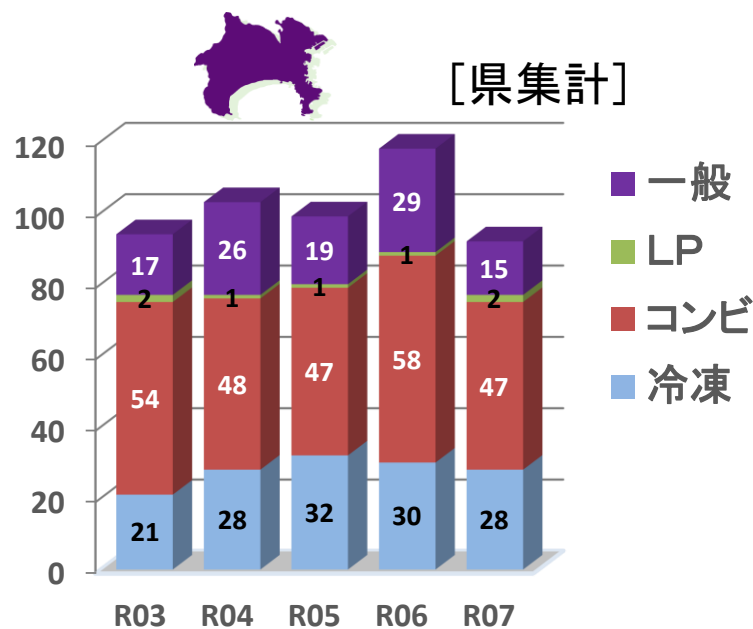
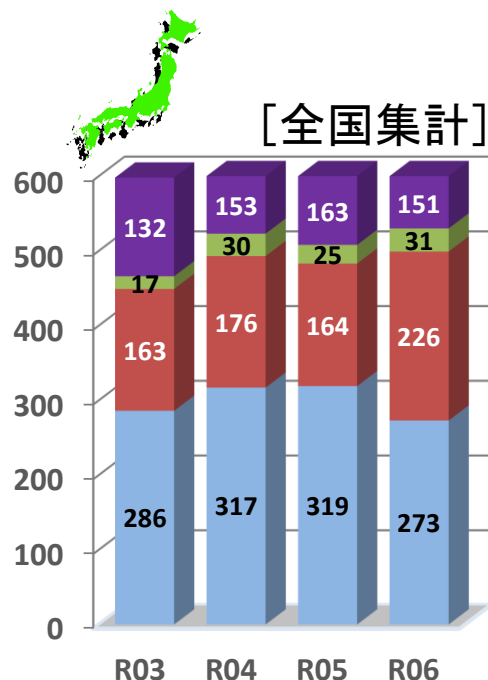
令和7年7月 横浜市で発生。

ローリー出荷業務中、バルクローリーへの充填開始に先立ち、ローディングアームを接続した。

接続後、ローリー側のバルブを開放したところ、カップリングのロックが不完全であったことから、ローリー内のLPG残液が噴出し、下半身に被液し、凍傷により受傷したもの。作業員一名が重症。

# 高圧ガス事故発生状況（製造事業所）

（※ 容器の盗難・喪失を含まない集計）



※ 県内事業所においては、コンビ則に係る事故割合が多い

※ 製造事業所の事故件数は、令和3年以降概ね同程度で推移

左図:「高圧ガス関係事故集計 令和6年9月末 高圧ガス保安協会より」

## 令和7年高圧ガス事故 事故種類別件数(県)

|          | 事故の種類  | 発生件数* | 負傷者の発生状況 |
|----------|--------|-------|----------|
| 高圧ガス関係事故 | 爆 発    | 0     | 0        |
|          | 火 災    | 3     | 0        |
|          | 噴出・漏えい | 1 0 2 | 1        |
|          | 破裂・破損  | 0     | 0        |
|          | そ の 他  | 0     | 0        |
|          | 喪失・盗難等 | 2     | 0        |
|          | 合 計    | 1 0 7 | 1        |

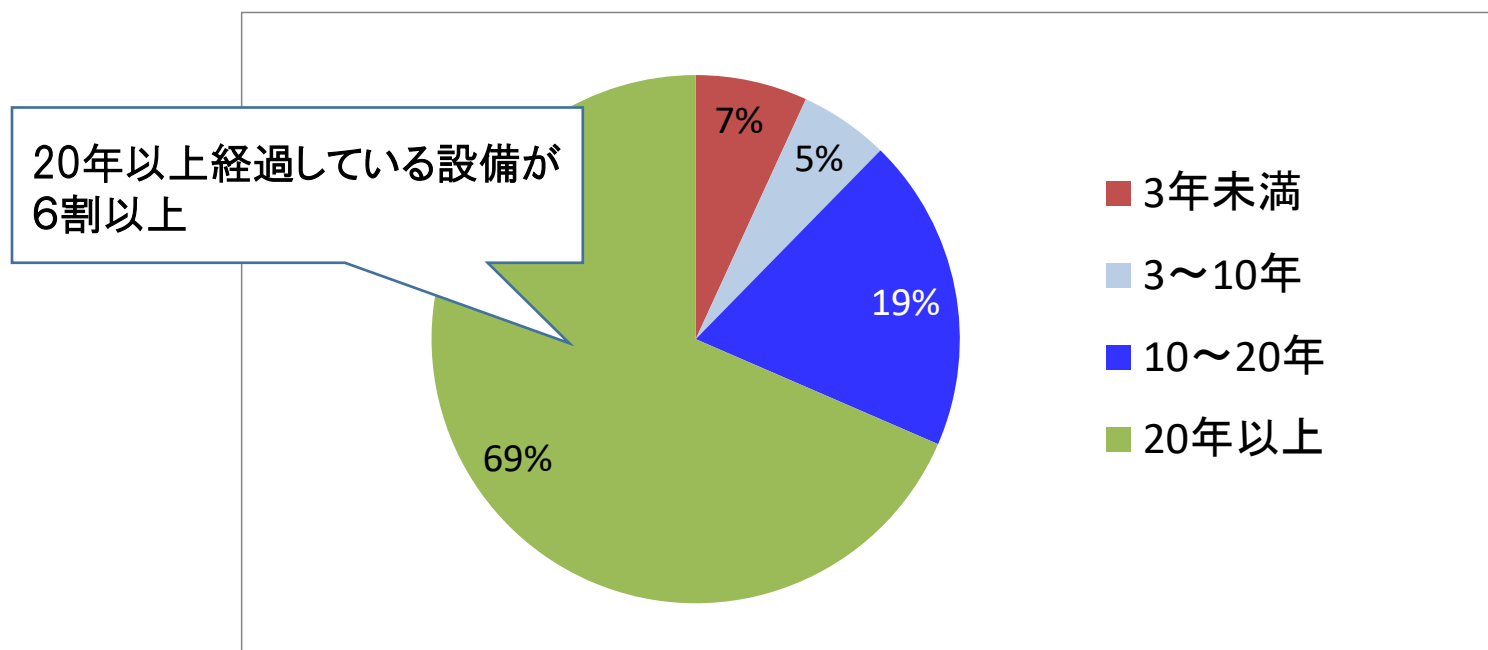
\* 一次事象として整理

噴出・漏えいの事故件数が、9割強占める

令和8年1月31日集計（速報を含むため、変動の可能性あり）

## 高圧ガス事故発生状況（製造事業所）（県）

（※ 容器の盗難・喪失を含まない集計）  
（※ 調査中を除く）



- ※ 老朽化している設備での高圧ガス事故が多い（コンビ則適用施設等）
- ※ 一般則適用施設では、設置年数が浅い施設でも高圧ガス事故が発生

令和8年1月31日集計（速報を含むため、変動の可能性あり）

# 令和7年高圧ガス事故 事故原因分類(県)

|                                      | 事故原因<br>大分類 | 発生件数 |
|--------------------------------------|-------------|------|
| 高<br>圧<br>ガ<br>ス<br>関<br>係<br>事<br>故 | 腐食管理不良      | 22   |
|                                      | 締結管理不良      | 7    |
|                                      | シール管理不良     | 8    |
|                                      | 製作不良        | 3    |
|                                      | 施工管理不良      | 4    |
|                                      | 設計不良        | 5    |
|                                      | 点検不良        | 3    |
|                                      | 誤操作・誤判断     | 4    |
|                                      | その他         | 10   |
|                                      | 合 計*        | 66   |

設備面が原因の事故

※主な原因として腐食管理不良が3割を占める

※設備（ハード面）が原因となる事故が半数以上を占める

※操作基準類、情報伝達の不備等（ソフト面）が原因の事故もある

事故発生原因に  
システム障害・サイバー攻撃が追加

\* 調査中等を除く

令和8年1月31日集計（速報を含むため、変動の可能性あり）

# 高圧ガス事故の傾向と対策

## 1. 設置年数の長い設備での事故が多い



今後、さらなる老朽化に備えた経年劣化対策の実施が重要

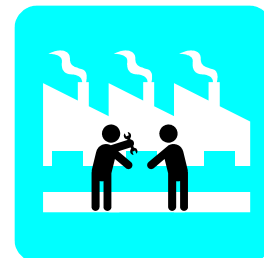
- 老朽化した設備の点検項目の見直し  
(外面腐食による事故発生リスクの増加など)
- 設備に合わせたメンテナンスの実施
- 設備更新の計画策定

## 2. 誤操作や操作基準不備等による事故が発生



保安教育が重要と事故発生時の対応が重要

- マニュアル類の整備
- 作業手順の操作員への周知徹底
- 事故対応訓練の充実



## 4. 事故発生時の通報について

## 事故発生時の通報等について

事象、物質・物性、発生箇所、程度（拡大の恐れ、周辺への影響など）、発生時の状況（現場で何か起こったか、何をしていたか）、応急措置の内容、人的・物的被害の有無・・

- ・これらの情報が「すぐに」「正確に」把握できるとは限らない
- ・明らかである場合を除き、現場での事故等該当性判断に迷い

➡ まず行政あて通報・相談をお願いします  
(保安の観点から) 覚知したら 通報（連絡） + 現場対応

連絡先 **異常現象：**  
事業所 ➡ （横浜市・川崎市）消防局 ➡ 県消防保安課（防災本部）  
**高圧ガス事故等（コンビ地域）：**  
事業所 ➡ （横浜市・川崎市）消防局 ➡ 関東東北産業保安監督部

## 事故発生時の通報等について

### 高圧ガス事故等（コンビ地域）通報先詳細

- 高圧ガス事故等が発生した場合、下記連絡先へご連絡ください。
- また、休日夜間※に発生した事故については、**翌開庁日**に速やかにご連絡ください。
- **人的被害**及び**火災危険等**があり**緊急**を要する場合は、**119**番通報してください。  
（119番通報した場合であっても、各市消防局の**高圧ガス担当**へあわせてご連絡ください。）

横浜市の事業所 ⇒ 横浜市消防局予防部保安課火薬・ガス保安係  
TEL：045－334－6407

川崎市の事業所 ⇒ 川崎市消防局予防部保安課高圧ガス担当  
TEL：044－223－2758

# 高圧ガス事故の判断

高圧ガス事故かどうかの最終的な判断は行政が行います。

事故かどうか判断に迷う場合は、まずは行政に連絡してください！